

経済産業省令第三十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

経済産業大臣 中川 昭一

電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令

電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第二のとおり」を「別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）」に改める。

第三条中「別表第三のとおり」を「別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）」に改める。

第五条中「別表第五のとおり」を「別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）」に改める。

別表第一第一号中「六千四百円」を「六千六百元」に改め、同表第五号中「二千五百円」を「二千六百元」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 電子申請による場合におけるこの表の適用については、第一号中「六千六百元」とあるのは「四千七百五十円」と、第五号中「二千六百元」とあるのは「千五百五十円」とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

区 分	金 額	電子申請による場合に おける金額
一 発電所の設置の工事 (一) 原子力発電所の設置の工事 (二) その他の発電所（発電所のうち水力発電）	千五十万六千六百元 十六万二千二百円	千四十八万二千六百元 十四万九千六百元

所、火力発電所、原子力発電所、燃料電池
発電所、太陽電池発電所及び風力発電所以
外のものをいう。以下同じ。）の設置の工
事

二 発電所の変更の工事

(一) 発電設備（発電機その他の発電機器並び
にその発電機器と一体となって発電の用に
供される原動力設備及び電気設備の総合体
をいう。以下同じ。）の設置の工事

1 原子力発電所における発電設備の設置の
工事

2 その他の発電所における発電設備の設置
の工事

千十六万千七百円

十六万二百円

千十四万二千七百円

十四万九千六百円

(二) 発電設備の設置の工事以外の変更の工事

1 原子力設備に係る工事

(1) 原子炉本体に係る工事

イ 熱出力の変更を伴う改造の工事

三百六十四万九千百円

三百六十三万百円

ロ 熱出力の変更を伴う改造の工事以外

四十二万九千七百円

四十一万七百円

の変更の工事

(2) 原子炉冷却系統設備に係る工事

四十二万九千七百円

四十一万七百円

(3) 計測制御系統設備に係る工事

四十二万九千七百円

四十一万七百円

(4) 燃料設備に係る工事

四十二万九千七百円

四十一万七百円

(5) 放射線管理設備に係る工事

四十二万九千七百円

四十一万七百円

(6) 廃棄設備に係る工事

四十二万九千七百円

四十一万七百円

(7) 原子炉格納施設に係る工事

四十二万九千七百円

四十一万七百円

(8) 排気筒に係る工事

二十三万四千円

二十二万四千六百円

(9) 蒸気タービンに係る工事	イ 設置又は取替えの工事	五十七万五千四百円	五十六万六千円
	ロ 取替え以外の変更の工事	二十八万二千五百円	二十七万三千百円
(10) 補助ボイラーに係る工事	イ 設置又は取替えの工事	四十七万八千三百円	四十五万九千三百円
	ロ 取替え以外の変更の工事	二十三万四千円	二十二万四千六百円
(11) 補助ボイラーに属する燃料燃焼設備に係る工事		二十三万四千円	二十二万四千六百円
(12) 補助ボイラーに属するばい煙処理設備に係る工事		二十三万四千円	二十二万四千六百円
2 その他の発電所における原動力設備に係る工事		十万七千五百円	九万六千九百円
3 電気設備に係る工事			

(1) 発電機に係る工事

イ 容量三万キロボルトアンペア未満の 発電機に係るもの（容量を三万キロボ ルトアンペア以上とするものを除く。 ）	十一万九千四百円	十一万千円
ロ 容量三万キロボルトアンペア未満の 発電機の容量を三万キロボルトアンペ ア以上三十万キロボルトアンペア未満 とするもの及び容量三万キロボルトア ンペア以上三十万キロボルトアンペア 未満の発電機に係るもの（容量を三十 万キロボルトアンペア以上とするもの を除く。）	二十万九千二百円	二十万二百円

八 容量三十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を六十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	二十五万六千八百円	二十四万七千七百円
二 容量六十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を六十万キロボルトアンペア以上とするもの及び容量六十万キロボルトアンペア以上の発電機に係るもの	三十万五千五百円	二十九万五千五百円

<p>(2) 変圧器に係る工事（これに伴う他の電気設備（発電機、周波数変換機器及び整流機器を除く。）の設置又は変更の工事を含まむ。）</p>	<p>イ 容量五万キロボルトアンペア未満の変圧器に係るもの（容量を五万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）</p>	<p>十一万九千四百円</p>	<p>十一万千円</p>
<p>ロ 容量五万キロボルトアンペア未満の変圧器の容量を五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア</p>	<p>二十万九千三百円</p>	<p>二十万二千元</p>	

未満の変圧器に係るもの（容量を三十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）

八 容量三十万キロボルトアンペア未満

の変圧器の容量を三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満の変圧器に係るもの（容量を六十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）

二 容量六十万キロボルトアンペア未満
の変圧器の容量を六十万キロボルトア

二十五万六千八百円

三十万五千五百円

二十四万七千七百円

二十九万五千五百円

	ンペア以上とするもの及び容量六十万 キロボルトアンペア以上の変圧器に係 るもの		
	(3) 負荷時電圧調整器に係る工事	十一万四千四百円	十万五千二百円
	(4) 負荷時電圧位相調整器に係る工事	十一万四千四百円	十万五千二百円
	(5) 調相機に係る工事	十一万四千四百円	十万五千二百円
	(6) 周波数変換機器に係る工事	二十万四千三百円	十九万四千三百円
	(7) 整流機器に係る工事	二十万四千三百円	十九万四千三百円
	(8) 遮断器に係る工事		
	イ 電圧一万ボルト未満の遮断器に係る もの	七万五千百円	六万六千七百円
	ロ 電圧一万ボルト以上の遮断器に係る もの	十一万四千四百円	十万五千二百円

(9) 蓄電池に係る工事

4 附帯設備に係る工事

七万五千百円

六万六千七百円

十一万四千四百円

十万五千二百円

別表第二の二第一号(一)中「十一万二千五百円」を「十一万五千二百円(電子申請による場合)にあっては、十萬六千三百円」に、「十五万七千九百円」を「十六万七千七百円(電子申請による場合)にあっては、十五万二千八百円」に、「二十二万七百元」を「二十二万九百円(電子申請による場合)にあっては、二十一萬三千六百円」に、「三十万九千百円」を「三十一万七千七百円(電子申請による場合)にあっては、三十万二千三百円」に、「五十四万四千四百円」を「五十六万六千五百円(電子申請による場合)にあっては、五十五万七千百円」に改め、同号(二)1中「八十三万七千七百円」を「八十三万六千百円(電子申請による場合)にあっては、八十万二千三百円」に、「百三万九千六百円」を「百四万五千百円(電子申請による場合)にあっては、百万二千八百円」に、「百四十七万二百円」を「百六十七万三千八百円(電子申請による場合)にあっては、百六十万九千三百円」に改め、同号(二)2中「六十五万二千円」を「六十五万五千四百円(電子申請による場合)にあっては、六十二万五千五百円」に、「七十七万百円」を「七十九万四千四百円(電子申請による場合)にあっては、七十五万五千四百円」に改め、同号(二)3中「六十五万二千円」

を「六十五万五千四百円（電子申請による場合にあつては、六十二万五千五百円）」に、「七十七万百円」を「八十三万五百円（電子申請による場合にあつては、七十九万二千百円）」に改め、同号（三）中「十八万七千五百円」を「二十一万二千八百円（電子申請による場合にあつては、二十万二千二百円）」に改め、同号（四）及び（五）中「十六万三千円」を「十六万三千八百円（電子申請による場合にあつては、十五万五千五百円）」に改め、同表第二号中「十一万二千五百円」を「十一万五千二百円（電子申請による場合にあつては、十万六千三百円）」に、「十五万七千九百円」を「十六万七千七百円（電子申請による場合にあつては、十五万二千八百円）」に、「十二万九千七百円」を「十三万三千三百円（電子申請による場合にあつては、十二万四千四百円）」に、「三十九万三千三百円」を「三十九万五千六百円（電子申請による場合にあつては、三十七万八千八百円）」に、「十四万七百元」を「十六万二百円（電子申請による場合にあつては、十四万九千六百円）」に、「十一万八千八百円」を「十一万九千四百円（電子申請による場合にあつては、十一万千百円）」に、「十五万三千百円」を「十六万千八百円（電子申請による場合にあつては、十五万二千七百円）」に、「十万七千六百円」を「十一万四千四百円（電子申請による場合にあつては、十万五千二百円）」に改め、同表第三号中「十九万八千六百円」を「二十万四千円（電子申請による場合にあつては

<p>一一 法第五十一条第三項の検査を受ける燃料体</p>	<p>える千個又はその端数を増すことに七万千円を加算した額</p> <p>前号の額の半額</p>	<p>を超える千個又はその端数を増すことに七万千円を加算した額</p> <p>前号の額の半額</p>
-------------------------------	--	--

別表第四第二号中「百三十八万四千三百円」を「百三十九万七千七百円（電子申請による場合にあつては、二百五十七万四千円）」に、「二百六十一万二千二百円」を「二百六十二万四千九百円（電子申請による場合にあつては、二百五十七万四千円）」に、「四百二十三万三千三百円」を「四百二十五万六千三百円（電子申請による場合にあつては、四百十八万八千五百円）」に、「六百十八万二千八百円」を「六百二十一万五千八百円（電子申請による場合にあつては、六百十三万千円）」に、「八百三十四万四千八百円」を「八百三十八万九千六百円（電子申請による場合にあつては、八百二十八万七千八百円）」に、「四十一万五千八百円」を「四十一万八千円（電子申請による場合にあつては、四十万二千二百円）」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第五（第五条関係）

区 分	金 額	電子申請による場合に おける金額
一 原子炉本体	七万九千円	七万八千六百円
二 原子炉冷却系統設備	三十四万二千五百円	三十四万三百円
三 計測制御系統設備	三十四万二千五百円	三十四万三百円
四 燃料設備	七万九千円	七万八千六百円
五 放射線管理設備	七万九千円	七万八千六百円
六 廃棄設備	七万九千円	七万八千六百円
七 原子炉格納施設	三十四万二千五百円	三十四万三百円
八 蒸気タービン	二十四万四千二百円	二十三万四千八百円
九 附帯設備	七万九千円	七万八千六百円

別表第六第二号(一)中「十六万三千七百円」を「十六万三千八百円(電子申請による場合)にあっては、
十五万六千三百円」に、「二十万七千九百円」を「二十万九千円(電子申請による場合)にあっては、二十

万七百元)」に、「三十五万九千六百円」を「三十六万七千七百円(電子申請による場合にあつては、三十四万四千八百円)」に改め、同号(二)中「十六万三千七百円」を「十六万四千六百円(電子申請による場合にあつては、十五万六千三百円)」に、「二十万七千九百円」を「二十万九千円(電子申請による場合にあつては、二十万七百元)」に、「三十五万九千六百円」を「三十六万七千七百円(電子申請による場合にあつては、三十四万四千八百円)」に改め、同号(三)中「十一万八千八百円」を「十一万九千四百円(電子申請による場合にあつては、十一万千円)」に改め、同号(四)及び(五)中「十万二千七百円」を「十万三千三百円(電子申請による場合にあつては、九万四千九百円)」に改め、同号(六)中「十一万八千八百円」を「十一万九千四百円(電子申請による場合にあつては、十一万千円)」に、「十六万三千七百円」を「十六万四千六百円(電子申請による場合にあつては、十五万六千三百円)」に改め、同号(七)中「十一万八千八百円」を「十一万九千四百円(電子申請による場合にあつては、十一万千円)」に改め、同表第三号中「十六万三千七百円」を「十六万四千六百円(電子申請による場合にあつては、十五万六千三百円)」に改める。

附 則

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。